

年金受給者が死亡した場合は 年金手続きが必要ですよ。

年金の受給権は、一身専属的な権利であるため年金を受けている方が死亡すると受給権は消滅します。

遺族の方などが、「年金受給権者死亡届」を、最寄りの年金事務所にすみやかに提出してください。(関市に提出する戸籍の死亡届とは別に厚生労働大臣あてに提出が必要なものです。)

この届が遅れ、年金を多く受け取り過ぎた場合、後で年金を返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

死亡した方が受け取れるはずであった年金が残っているとき

死亡した方に支払われるはずであった年金が残っているときは、死亡した方と死亡の当時、生計を同じくする直系血族及び兄弟姉妹は、これを請求し受け取ることができます。これを「未支給年金」といい、年金は死亡した月の分まで支払われます。

未支給年金は受けられる権利があっても、請求者本人からの請求がないと支給されません。

請求権の時効は5年で時効の中断はありません。

死亡した方に残された妻や子がい

死亡した方に残された妻や一八歳未満の子がいるときは、遺族年金を請求

することができます。

遺族年金には、遺族基礎年金(国民年金)、遺族厚生年金、寡婦年金(国民年金)、遺族共済年金があり、加入している年金制度によって、それぞれ受給要件や受給できる金額が違います。

請求手続きについて

国民年金のみの場合は市町村で、厚生年金がある場合は、国民年金分もあわせて年金事務所、共済年金がある場合は各共済組合で、それぞれ手続きをすることになります。

※関市では国民年金がある場合は、厚生年金分も合わせて未支給年金の請求を随時受付しています。また、遺族厚生年金の請求は、毎週水曜日に行っている年金相談(予約制)で受付できるものもあります。ただし、市役所で受付する場合、年金額については分かりませんのでご了承ください。

(照会先)

国保年金課年金係

☎ 0574 24・☎ 06725

美濃加茂年金事務所

☎ 0574 8181

年金をあきらめないで 「カラ期間」はありませんか

老齢基礎年金は25年の資格期間を満たした方が65歳になると支給されます。老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。本人が必要な書類を提出して「裁定請求」という手続きを行い、それが認められて、はじめて支給されます。

裁定請求書の事前送付

平成17年10月から、裁定請求漏れを防ぐために、25年以上の加入期間があつて老齢基礎年金などの受給年齢(老齢基礎年金では65歳)を迎える方を対象にして、受給年齢になる3カ月前に、日本年金機構から、年金加入記録などをあらかじめ印字した「裁定請求書」などの書類が送付されます。

裁定請求書を受け取ったら、内容を確認し、誤りがあれば訂正して、65歳の誕生日以後に、裁定請求書と必要な添付書類を市役所か年金事務所へ郵送または持参で提出して、裁定請求の手続きをします。

一方、25年の加入期間が不足している方には、裁定請求書ではなく「年金に関するお知らせ」という注意喚起のハガキが日本年金機構から、同じく受給年齢になる3カ月前に送られます。しかし、加入期間が25年に満たないからといって、はじめから裁定請求の手続きをあきらめないでください。

カラ期間について

公的年金には「カラ期間」が設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間

には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。主なカラ期間は、国民年金に任意加入できたのに加入しなかった期間など次の4つの期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間です。

- ① 厚生年金などの加入者の被扶養配偶者であつた昭和61年3月以前の期間
- ② 学生であつた平成3年3月以前の期間
- ③ 海外在住の期間(任意加入できなかつた昭和61年3月以前の期間を含む)
- ④ 厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間(昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限る)

ご自分にこれらのカラ期間があるとと思われる方は、年金の受給権に結びつくこともありますので、市国保年金課年金係または年金事務所に相談してください。

※カラ期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給に必要な資格期間を判定する場合においても、同様に計算の対象となります。

※老齢基礎年金の資格期間を満たして厚生年金の加入期間が1年以上あり、昭和36年(女性は昭和41年)4月1日以前に生まれた方については、生年月日に応じて60〜64歳から60歳台前半の老齢厚生年金が支給されます。

(照会先)

美濃加茂年金事務所

☎ 0574 24・☎ 06725

国保年金課年金係

☎ 06724・☎ 06725